

## 公募型見積合せの実施について

### 1. 公募型見積合せに付する事項

- (1) 物品名 コピー用紙A3、A4、B4、B5  
(2) 予定数量

物 品 名		調達予定数量
A3	1, 500枚入	130箱
A4	2, 500枚入	1, 010箱
B4	2, 500枚入	50箱
B5	2, 500枚入	40箱

- (3) 納入期間 令和8年8月1日から令和9年7月31日  
(4) 納入場所 兵庫教育大学（嬉野台地区、山国地区及び神戸キャンパス）の指定する場所

### 2. 参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。  
(2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、見積書提出時点において令和8年度に近畿地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。  
(3) 国立大学法人兵庫教育大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3. 見積等の提出場所及び日時

- (1) 提出場所 兵庫教育大学総務部財務課契約チーム  
住 所 673-1494 兵庫県加東市下久米942-1  
電話番号 0795-44-2025  
F A X 0795-44-2019  
(2) 提出期限 令和8年6月30日（火）17時00分 必着

### 4. 見積書等の提出

- (1) 見積書の様式は任意とする。  
(2) 見積書の記載内容について  
① 案件名、見積者の住所、商号並びに契約権限を有する者の氏名及び押印、見積金額の内訳（単価及び予定数量における総価）、見積書作成日を記載すること。  
② 宛名は「国立大学法人兵庫教育大学」とする。  
③ 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書には税抜き金額を記載すること。  
④ 見積金額には、仕様書に記載される一切の諸経費を含めること。  
(3) その他  
見積合せの参加希望者は、見積もるコピー用紙について仕様を満たしていることを証明する書類を見積書に添えて提出すること。また、仕様を満たすことが認められなかったときは、見積合せの対象としないものとする。

### 5. 契約保証金

免除する。

### 6. 見積の無効

次の各項目の一つでも該当するものは、これを無効とする。

- (1) 見積合せに参加する資格を有しない者が提出した場合。  
(2) 提出期限までに提出されなかった場合。  
(3) 金額を訂正し、訂正印がない場合。  
(4) 見積書が4.（2）で定める項目を満たしていない場合。

### 7. 契約相手の決定

- (1) 見積合せは、原則、見積書の提出期限の日に実施。予定価格の範囲内における最低価格見積者を契約の相手方（以下、「供給者」という。）とする。

令和8年6月18日

- (2) 公募実施の結果、供給者が決定しない場合及び不成立になった場合には、原則として、なるべく2者以上から個別に見積書を徴取することにより、供給者を決定する。
- (3) 契約の証として、供給者が契約書を作成し、契約書を取り交わすこととする。

別紙：仕様書、環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準、物品供給契約書（案）

# 仕 様 書

## 1 調達物品

物 品 名		調達予定数量
コピー用紙（再生紙） A 3	1, 5 0 0 枚入	1 3 0 箱
〃 A 4	2, 5 0 0 枚入	1, 0 1 0 箱
〃 B 4	2, 5 0 0 枚入	5 0 箱
〃 B 5	2, 5 0 0 枚入	4 0 箱

※予定数量はあくまでも過去の発注数量から算出したものであるため、実際の発注数量は予定数量よりも増加あるいは減少する場合がある。

## 2 規格及び品質

上記の物品は次の条件を満たすものとする。

- (1) グリーン購入法適合品とし、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすこと。
- (2) 中性紙であること。

## 3 納入期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日までとする。

## 4 納入場所

兵庫教育大学（嬉野台地区、山国地区及び神戸キャンパス）の指定する場所

嬉野台地区（兵庫県加東市下久米942-1）

- ・教育・言語・社会棟（2階210号室、214号室、3階324号室、4階408号室、5階508号室、7階702号室、730号室及び各教員研究室）
- ・自然、生活・健康棟（2階215号室、222号室、4階433号室、5階537号室及び各教員研究室）
- ・芸術棟（1階事務室及び各教員研究室）
- ・発達心理臨床研究センター（1階事務室及び各教員研究室）
- ・体育棟（1階共用部分、2階共用部分及び各教員研究室）
- ・附属図書館
- ・情報処理センター
- ・事務局（1階印刷室、2階印刷室、3階各事務室）
- ・総合研究棟（1階学務課、2階印刷室）
- ・その他本学係員が指定する場所

山国地区（兵庫県加東市山国2007-109）

- ・やまくにプラザ（1階事務室及び各教員研究室）
- ・附属中学校（1階事務室、職員室、教材作成準備室）
- ・その他本学係員が指定する場所

山国地区（兵庫県加東市山国2013-4）

令和8年6月18日

- ・附属幼稚園（管理棟職員室）
- ・附属小学校（1階事務室、職員室、印刷室）
- ・その他本学係員が指定する場所

神戸キャンパス（神戸市長田区腕塚町5丁目2番1号 新長田キャンパスプラザ7階）

- ・神戸キャンパス事務室
- ・その他本学係員が指定する場所

## 5 納入方法

- （1）物品の納入は箱単位で行うこと。
- （2）納品する時間帯は、8時30分～12時、13時～17時15分とする。
- （3）納品検収について、検収業務窓口（契約チーム、山国地区事務室、神戸キャンパス事務室）で外観及び数量検査を受けた後、指定納品場所に運搬し受領者のサイン又は押印した納品書を各窓口に届けること。
- （4）発注は月2回程度とする。
- （5）納品は、発注後3営業日とする。
- （6）納入後、不良品又は規格外のものがあつたときは、即時取り替えること。
- （7）納入に当たっては、本学の建物、備品等に損傷を与えないように充分注意すること。また、万一損傷を与えた場合は、直ちに本学係員に報告し、供給者の責任で原状回復すること。
- （8）物品の運搬上の事故については、供給者が一切の責任を負うこと。

## 6 代金の支払

発注者は、検収後、適法な請求書を受領した日から起算して翌月末日までに1回支払うものとする。

## 7 その他

納入物品使用に起因することが明らかな複写機の不調（複写品質の悪化、紙詰まり多発等）が生じた場合は、納入物品の交換及び改善を行うこと。

その他詳細については、本学係員の指示に従うものとする。

### 環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準

①総合評価値

(80以上であること)

(計算式等は次頁のとおり)

A 最低保証の古紙パルプ配合率

% (70%以上であること)

B 森林認証材パルプ利用割合

%

C 間伐材等パルプ利用割合

%

D その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合

%

E 白色度

%

F 坪量

g/m<sup>2</sup> (62以上68g/m<sup>2</sup>以下であること)

②バージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

適用	(バージンパルプを使用しないを含む。)
非適用	

③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。

ただし記載出来ない場合は、ウェブサイトを確認できるようにし、参照先と明記すること。

・製品に総合評価値及びその内訳を記載

記載する     記載しない

・ウェブサイト掲載の場合の記載先URL:

URL: \_\_\_\_\_

令和    年    月    日

住所

氏名

総合評価計算式

A	最低保証の古紙パルプ配合率(70%以上であること。)	<input type="text"/>	%
B	森林認証材パルプ利用割合 計算式:(森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-古紙パルプ配合率)	<input type="text"/>	%
C	間伐材パルプ利用割合 計算式:(間伐材パルプ/バージンパルプ) × (100-古紙パルプ配合率)	<input type="text"/>	%
D	その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(0以上30以下であること。) 計算式:(その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100-古紙パルプ配合率) ※その他の持続可能性を目指したパルプの詳細は下記参照	<input type="text"/>	%
E	白色度(60以上75以下、75より大きい場合は75) 生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。 ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合は加点の対象にならない。	<input type="text"/>	%
F	坪量(62以上68以下、68より大きい場合は68) 生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±5%の範囲内については許容する。	<input type="text"/>	g/m <sup>2</sup>

計算式

A-20=	<input type="text"/>	※小数点第二位四捨五入
B+C=	<input type="text"/>	(0以上30以下であること。)※小数点第二位四捨五入
0.5 × D=	<input type="text"/>	※小数点第二位四捨五入
-E+75=	<input type="text"/>	※小数点第二位四捨五入
-2.5 × F+170=	<input type="text"/>	※小数点第二位四捨五入
総合評価値(合計)	<input type="text"/>	(80以上であること)※小数点以下切り捨て

「その他の持続可能性を目指したパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸木から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

計算式は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月3日変更閣議決定)による。

## 物品供給契約書（案）

### 供給物品の表示及び単価

物 品 名	1 箱 当 た り
コピー用紙（再生紙）A3	（ 1,500 枚入） 円
コピー用紙（再生紙）A4	（ 2,500 枚入） 円
コピー用紙（再生紙）B4	（ 2,500 枚入） 円
コピー用紙（再生紙）B5	（ 2,500 枚入） 円

上記単価には、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は含まれない。

発注者 国立大学法人兵庫教育大学（以下「甲」という。）と供給者 “落札者”（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の単価で、次の条項によって供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、甲に対し、別紙仕様書に基づき物品を供給するものとする。

第2条 物品は、発注の都度甲の指示する場所に納入するものとする。

第3条 本契約の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までとする。

第4条 代金は1か月分をとりまとめ、速やかに兵庫教育大学総務部財務課に請求書を送付するものとする。なお、代金の消費税額等については、各コピー用紙の単価にそれぞれの実供給数を乗じて得た金額を合計し、その合計金額に100分の10を乗じて算出する。消費税額等に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てる。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から起算して翌月末日までに支払うものとする。

第5条 契約保証金は免除する。

第6条 国が行う行政指導、物価の著しい変動等により供給単価に変更の必要が生じた場合は、甲乙間において協議し、変更することができるものとする。

第7条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払予定総額の100分の10に相当する額を違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

令和8年6月18日

- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項及び第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
  - 二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項又は第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項又は第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 第8条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人兵庫教育大学会計規則によるものとする。
- 第9条 この契約について、甲乙間に紛争が生じたときは、国立大学法人兵庫教育大学所在地を管轄区域とする神戸地方裁判所の裁定によりこれを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲

兵庫県加東市下久米942-1  
国立大学法人兵庫教育大学契約担当役  
事務局長 北崎 哲章

乙